

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【国際公開番号】WO2024/142436

【出願番号】特願2023-574732(P2023-574732)

【国際特許分類】

H 0 5 K 3 / 4 6 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 5 K 3 / 4 6 Q

10

H 0 5 K 3 / 4 6 B

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月4日(2023.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

20

【請求項1】

第1面及び前記第1面と反対側の第2面を有する絶縁体と、
前記絶縁体に内蔵された複数の電子部品と、を備え、
それぞれの前記電子部品は、前記絶縁体の前記第1面側に向かう第1方向に第1電極を有すると共に前記第1方向と反対の第2方向に第2電極を有しており、
それぞれの前記電子部品の、前記第1面側からの上面視形状は矩形であり、
前記第1面側からの上面視において、複数の前記電子部品の前記第1面側の矩形の向きが不規則に配置されている、電子部品内蔵基板。

【請求項2】

前記第1面側からの上面視において、複数の前記電子部品が並ぶ向きに沿った軸を定め、
前記軸と前記電子部品の1つの辺のなす角度が、隣り合う電子部品において異なる箇所が存在する、請求項1に記載の電子部品内蔵基板。

30

【請求項3】

前記第1面側からの上面視において、複数の前記電子部品が並ぶ向きに沿った軸を定め、
前記軸と前記電子部品の1つの辺のなす角度の平均が、5°以上、40°以下である、請求項1又は2に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項4】

前記第1面側からの上面視において、複数の前記電子部品が並ぶ向きに沿った軸を定め、
隣り合う前記電子部品間において前記軸と前記電子部品の1つの辺のなす角度の差が、5°以上、45°以下である箇所が存在する、請求項1又は2に記載の電子部品内蔵基板。

40

【請求項5】

前記第1面側からの上面視において、複数の前記電子部品が並ぶ向きに沿った軸を定め、
前記軸と前記電子部品の1つの辺のなす角度の標準偏差が、5°以上である、請求項1又は2に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項6】

50

前記第 1 面側からの上面視において、複数の前記電子部品の中心間距離はほぼ等間隔である、請求項 1 又は 2 に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項 7】

前記第 1 面側からの上面視において、複数の前記電子部品が千鳥配置されている請求項 1 又は 2 に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項 8】

前記第 1 面側からの上面視において、複数の前記電子部品が格子配置されている請求項 1 又は 2 に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項 9】

前記絶縁体が開口を有しており、1つの開口内に1つの前記電子部品が配置されている、請求項 1 又は 2 に記載の電子部品内蔵基板。 10

【請求項 10】

前記第 1 面側からの上面視において、前記開口の形状が円形である、請求項 9 に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項 11】

前記第 1 面側からの上面視において、前記開口の形状が矩形である、請求項 9 に記載の電子部品内蔵基板。

【請求項 12】

前記開口内において、封止材が前記電子部品の周囲に充填されている請求項 9 に記載の電子部品内蔵基板。 20

【請求項 13】

前記第 1 電極の前記第 1 面側の上面の中心、及び / 又は、前記第 2 電極の前記第 2 面側の底面の中心に、ビア導体が接続されている、請求項 1 又は 2 に記載の電子部品内蔵基板。

。

30

40

50